

農業育成就労協議会規約

(名称)

第1条 本会は、農業育成就労協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行う等必要な措置を講ずることを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会は、別紙1の構成員等により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

(活動)

第4条 協議会は、次に掲げる取組について協議又は情報共有等を行うものとする。

- 一 育成就労外国人の受入に係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- 二 育成就労外国人の受入に係る人権上の問題その他不正行為に対する横断的な再発防止
- 三 構成員に対する必要な情報の提供
- 四 育成就労実施者及び監理支援機関による育成就労外国人の待遇の確保その他の農業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 五 育成就労実施者の倒産等やむを得ない事由による育成就労外国人の転籍に係る情報提供等の協力
- 六 就業構造の変化及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握及び分析
- 七 前号の分析を踏まえた大都市圏等への育成就労外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整（育成就労外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の育成就労実施者による育成就労外国人の引抜きの自粛要請等を含む）
- 八 育成就労実施者に対する協議会構成員資格の確認及び証明
- 九 その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組

(運営委員会)

第5条 協議会に運営委員会を設置し、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

2 運営委員会は、別紙2の構成員等により組織する。

(事務局)

第6条 協議会及び運営委員会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課において処理する。

(農業育成就労地域協議会)

第7条 協議会は、農業分野に関して地域の実情を踏まえた取組を行うため、別紙3の構成員により構成される協議会（以下「農業育成就労地域協議会」という。）を組織することができる。

2 農業育成就労地域協議会は、地域における第4条各号に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農業育成就労地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は農業育成就労地域協議会が定める。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附 則

この規約は、令和8年6月25日から施行する。

農業育成就労協議会 構成員及びオブザーバー

【農業分野の育成就労実施者】

【分野所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省農産局穀物課
農林水産省畜産局企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁等】

出入国在留管理庁
警察庁
外務省
厚生労働省
外国人技能実習機構(外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構)

【農業分野の育成就労実施者を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
一般社団法人全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による育成就労実施者を構成員とする団体等農林水産省が適当と認める団体
※ その他、有識者(学識経験者、地方自治体)等事務局の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。

運営委員会 構成員及びオブザーバー

【分野所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省農産局穀物課
農林水産省畜産局企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁等】

出入国在留管理庁
警察庁
外務省
厚生労働省
外国人技能実習機構(外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構)

【農業分野の育成就労実施者を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
一般社団法人全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による育成就労実施者を構成員とする団体等農林水産省が適当と認める団体

※ その他、育成就労実施者や有識者（学識経験者、地方自治体）等事務局の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。

農業育成就労地域協議会 構成員及びオブザーバー

【分野所管官公署】

農林水産省地方農政局等
都道府県の農業担当部局・外国人受入担当部局

【制度所管官公署等】

地方出入国在留管理局
都道府県警察
外国人技能実習機構(外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構)
地方事務所

【当該地域の農業分野の育成就労実施者を構成員とする団体その他の関係者】

都道府県農業法人組織
都道府県農業協同組合中央会
都道府県農業委員会ネットワーク機構
その他の地方農政局等が適当と認める団体

※ その他、監理支援機関等について、地方農政局等の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。